



香港軍政法序説 : 1942 年制定香督令の紹介を中心に

小野, 博司

(Citation)

神戸法學雑誌, 67(1):49-84

(Issue Date)

2017-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81009956>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009956>



神戸法学雑誌第六十七巻第一号二〇一七年六月

香港軍政法序説

—1942年制定香督令の紹介を中心に—

小野博司

はじめ

日本法制史の一分野として、明治維新以降の時期を扱う「近代法制史」（今日では、アジア太平洋戦争以降の時期も含めて、「近現代法制史」とも呼ばれる）の研究が開始されてから約70年が経過した。この間にこの分野は長足の進歩を遂げたが、今日も未開拓の領域が残されていることは否定できない。例えば、先駆的研究を除けば、外地法に関する実証的研究が公表されるようになったのは今世紀に入ってからである。また、外地（台湾、関東州租借地・満鉄附属地、樺太、朝鮮、南洋群島）以外の、満州国や中国大陸に置かれた傀儡政権の法に関する研究は、まだ緒に就いたばかりである⁽¹⁾。

「軍の法」も、「非内地の法」と同じような状況にあるといえるだろう。確かに、「統帥権の独立」慣行や、1907（明治40）年9月の「軍令ニ関スル件」の制定過程については、すぐれた研究が存在する。しかしそれ以外の問題、例えば軍法会議や軍律法廷といった軍法務に関する研究はまだ少なく、今後の課題

(1) この問題についての近年の成果としては、拙稿「満州国の行政救済法制に関する一試論—1937（康德4）年訴願手続法を中心に—」『神戸法学雑誌』第64巻1号（2014年）を挙げることができる。

であるといつて過言はないだろう⁽²⁾。

また、「戦時（期）の法」についても未解明の問題は多い。近代法制史の出発点ともいえる『講座日本近代法発達史—資本主義と法の発展—』は、その時期区分において、1932（昭和7）年から1945年までを「日本の法体制が昭和四年に始まる世界恐慌のあおりを食って、その矛盾を露呈して、最後は崩壊するという羽目に陥る時代」⁽³⁾＝「法体制崩壊期」と位置付けた。その影響もあつてか、この時期の法に関する研究はなかなか進展せず、近年ようやく隣接領域の成果に学んだ研究が見られるようになった⁽⁴⁾。

ところで、以上の3つの「法」に共通しているのは、現在では存在しない領域の法（「戦後失われた法」）であるという点である。かつての近代法制史は、「弾圧国家」である日本近代国家を批判し、その反省を基に「戦後民主主義国家」の建設に貢献することを目標としてきた。あるいはこの目標設定が、こうした領域の法への関心を弱めてしまった一因であるかもしれない。

これに対し筆者は、「戦後失われた法」に言及することにも意味はあると考える。なぜならば、これらの「法」も、各時代の法の特徴を明らかにするとい

- (2) 修士論文であるが、法務官を取り上げた近時の研究として、相原優矢「軍法務官研究—日本陸海軍における「法務スタッフ」（いわゆる「法務官」の概要）—」（京都大学大学院法学研究科修士論文、2016年）がある。
- (3) 辻清明＝福島正夫＝川島武宜＝鶴飼信成「座談会 時期区分について—『講座日本近代法発達史』公刊に当って（2）—」同責任編集『講座日本近代法発達史—資本主義と法の発展—』第2巻（勁草書房、1958年）331頁の辻清明の発言。なお本文・注での引用にあたっては、旧字体を新字体に改めた。
- (4) なかでも出口雄一氏の研究が出色である。「戦時・戦後初期の日本の法学についての覚書—「戦時法」研究の前提として—（1～2・完）」『桐蔭法学』第19巻2号、同第20巻1号（ともに2013年）、「『日本法理』と『国家科学』—近衛新体制期の法学者・法律家たち—」『法史学研究会会報』第18号（2014年）、「統制・道義・違法性—小野清一郎の「日本法理」をめぐる—」『桐蔭法学』第20巻2号（2014年）、小野博司＝出口雄一＝松本尚子編『戦時体制と法学者1931～1952』（国際書院、2016年）。また出口氏は近時、「日本近現代法制史」の成立を告げる「戦後法制史」に関するこれまでの研究を一書に纏められた（『戦後法制改革と占領管理体制』、慶應義塾大学出版会、2017年）。

う法制史学の学問的役割に貢献するものだからである。日本近代法の特徴を明らかにするにあたって、(順接・逆説を問わず) 現行法の原型となった法と、そうでない法との間に区別は存在しない。当時の法の特徴を明らかにするためには、その全体像を知ることが第一歩となる。もし近代法制史が、これまで「戦後失われた法」を視野に収めずに日本近代法の特徴を語ってきたのだとすれば、それらを知ることが日本近代法のより正確な姿を捉えることに貢献し、さらには、その特徴について見解を新たに作るきっかけになるかもしれない。

以上のような構想のもと、本稿は、先に「戦後失われた法」の例として挙げた「非内地の法」、「軍の法」、「戦時の法」のいずれにも関わる、占領地軍政のために制定された法(「軍政法」)を取り上げる。占領地における統治は、占領軍指揮官が定める軍政法に基づいて行なわれる。軍政法といえは最初に軍律を思い浮かべるが、実はその内容は幅広い⁽⁵⁾。企画院調査官から陸軍司政官に転じ南方軍政に携わった岩武照彦も、軍政は時期を経るごとに「専断的体制より、法に依る統治へと、形式上は一步前進した」と述べている。その法の内容や遵守の程度を明らかにすることは、それぞれの軍政を評価する際の一つの要素ともなりえよう。

本稿は、軍政法のなかでも1942(昭和17)年2月設置の香港占領地総督部が定めた法(「香督令」)を紹介する。管見の限りでは、これまで近代法制史で香督令が取り上げられたことはないようである。最たる原因は、その内容を知ることができる資料の不足であるが、このことが、本稿が香督令を取り上げる理由でもある。本稿では、法務図書館所蔵の香港占領地総督部編『総督部公報』を用いて香督令の内容を紹介する。ただし同館に所蔵されているのは、1942

-
- (5) 戦後の歴史学では、軍律については北博昭氏の研究がほぼ唯一の成果である(「支那方面艦隊の場合を主とする軍律について」『防衛法研究』第9号、1985年、「空襲軍律の成立過程」『新防衛論集』第14巻2号、1986年、「空襲軍律の展開」『防衛法研究』第12号、1988年、『軍律法廷—戦時下の知られざる「裁判」—』、朝日選書、1997年)。
- (6) 岩武輝彦「南方軍政総論」同『南方軍政論集』(巖南堂書店、1989年)85頁。

年発行分（第1号～第29号）のみである。国内他機関の所蔵についても調査したが、1943年以降の『総督部公報』を発見することはできなかった。この点は本稿の大きな問題であるが、香港占領地総督部が設置された1942年には、重要な法が数多く制定されたと予想される。したがって、同年の香督令のみを取り上げても、香港軍政法の内容を一定程度把握することは可能であろう⁽⁷⁾。

本稿では、近代法制史においては香港占領地総督部自体があまり知られていないことに鑑み、第1章でその設置過程と組織について述べる。ただし、いずれも詳細を明らかにするための資料が多くないため、誤りも多く、またその概要を述べるにとどまることを予めお断りしておく。第2章では、1942年に制定された香督令を中心に紹介する。最初に1942年ないし1944年に制定された香督令の一覧を示したうえで、1942年に制定された香督令のうち、主な刑事法（軍律）と民事法を紹介する。

第1章 香港占領地総督部

第1節 香港占領地総督部の設置

香港の軍政は、占領軍（支那派遣軍隷下第23軍）ではなく、大本営直轄の香港占領地総督部が担当した。その理由を説明するに先立ち、占領地軍政の法的根拠について述べておきたい。占領地軍政の根拠は、1907（明治40）年10月に、オランダ・ハーグで開催された第2回万国平和会議採択の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（Convention respecting the Laws and Customs of War on Land）」に求められる（大日本帝国の批准は1911年11月、公布は1912年1月）。

(7) 松本繁一氏によれば、「香港における日本軍政は現地の政治・経済・社会変動との関連」で、「第1期：香港占領から経済復興・再編成（1941年12月25日～1943年5月）」、「第2期：戦時統制経済と大東亜共栄圏建設の危機（1943年6月～1944年5月）」、「第3期：深刻なインフレと戦争経済の崩壊（1944年6月～1945年8月15日）」に区分できるという（松本繁一「日本軍政期の香港経済」『アジア経済』第17巻1＝2号、1976年、42頁）。この松本氏の時期区分に従えば、本稿はおよそ第1期の香港軍政法を対象とするものといえよう。

同条約の付属書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則 (Regulations respecting the Laws and Customs of War on Land)」には、以下の規定が存在する⁽⁸⁾。

第④条①一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニシタルトキハ占領セラレタルモノトス

②占領ハ右権力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス

第④条 国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶対的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ

香港攻略が具体的に計画されたのは、1940 (昭和15) 年7月に大本営陸軍部が決定した「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」においてである。香港が、「重慶政府が列国と連絡を維持するための唯一の門戸となり、援蔣物資の中継基地、あるいは宣伝、謀略の基地として、ますます重要不可欠の地位⁽⁹⁾」を占めていたことがその理由である。また同時に香港は、「南方作戦竝支那作戦ノ為ノ重要基地⁽¹⁰⁾」となることも期待された。

1941年11月6日に大陸命第557号で「支那派遣軍総司令官ハ海軍ト協同シ第二十三軍司令官ノ指揮スル第三十八師団ヲ基幹トスル部隊ヲ以テ香港攻略ヲ準備スヘシ⁽¹²⁾」との命令が下され、大本営陸軍部作成の「香港攻略作戦要領」が、参謀総長から支那派遣軍総司令官に示された⁽¹³⁾。攻略作戦が実行に移されたのは12月8日で、担当したのは第23軍 (司令官・酒井隆中将) であった。戦闘は短期間で終わり、25日にマーク・ヤング香港総督は降伏した。軍政庁が設

(8) 邦訳は、『官報』第8567号 (1912年1月13日付) 28頁による。

(9) 防衛庁防衛研修所戦史室『香港・長沙作戦』(朝雲新聞社、1971年) 18頁。

(10) 同上、3～4頁。

(11) 「香港ノ軍政実施機構ニ関スル件」同上、328頁。

(12) 森松俊夫監修・解説『「大本営陸軍部」大陸命・大陸指総集成6 昭和16年』(エムティ出版、1994年) 140頁。

(13) 防衛庁防衛研修所戦史室・前掲『香港・長沙作戦』、39頁。

置され第23軍による軍政が開始されたが、支那派遣軍総司令官の畑俊六の日記に、「第二十三軍幕僚には政治的興味を有するもの少なく、加之参謀長栗林（忠道…筆者注）少将は事務に没頭し、軍司令官の輔佐十分ならず、軍司令官も亦参謀長をあまり信頼しあらざる為、香港の占領后処置未だ全く緒につきあらず⁽¹⁴⁾」と記されてあるところから、実質的なことはあまり行なわれていなかったと見られる。

ところで占領直後より、香港統治をいかなる機関に担わせるべきかについては、様々な意見が出された。以下の文書（「香港ノ軍政実施機構ニ関スル件」）は、1942年1月10日に、参謀本部第一部第二課（課長・服部卓四郎大佐）が、この問題についての3つの案の利害を整理したものである。⁽¹⁵⁾

- 一 香港防衛司令官ヲ設置シ第二十三軍司令官ニ隷属シテ香港ノ防衛並軍政掌理ニ任セシムル案

（中略）

- 二 香港総督ヲ設置シ軍政ニ関シテハ大本営ニ於テ直接之ヲ区署スル案
（利点）

- （一）香港ヲ支那ヨリ切離シ将来日本ノ領土トスル等ノ見地ヨリ趣旨一貫スルノ利アリ
香港ハ一般ノ支那占領地トハ稍々性質ヲ異ニシアルヲ以テ之ヲ支那派遣軍ヨリ切離シ将来ヲ洞察シツツ施策ヲ行フハ相当利点ヲ有ス

（中略）

- 三 第二十三軍司令官ヲシテ香港総督ヲ兼務シ軍政実施ニ関シテハ直接大本営ノ区署ヲ受ケシムル案ハ作戰任務ニアル軍司令官ヲシテ地域的ニモ離隔シアル香港ノ軍政事務ニ忙殺セシムルノ不利アルモ作戰的ニ檢

(14) 伊藤隆＝照沼康孝解説『陸軍一畑俊六日記一』（みすず書房、1983年）1942年1月14日条（333頁）。

(15) 防衛庁防衛研修所戦史室・前掲『香港・長沙作戰』、328頁。

討セハ第一案ノ有シアル利点ヲ某程度享受シ得ルヲ以テ第二案ニハ優レリト謂フヘシ（以下略）

「香港総督」を別に置く理由としては、香港を「支那ヨリ切離シ将来日本ノ領土トスル等ノ見地ヨリ趣旨一貫スルノ利」があることが挙げられている。占領軍とは別に「香港総督」を置くことで、終戦後、軍政から民政（領有）へと円滑に移行することが計画されたのであろう。⁽¹⁶⁾ これまでも、1895年8月に陸達第70号（「台湾総督府条例」）により「台湾全島鎮庄ニ至ル迄（中略）軍事官衙」（第1条）として設置された台湾総督府が、その後民政機関に移行した例が存在した（1896年3月勅令第88号「台湾総督府条例」）。

上記の文書の結論（「判決」）は、「南方作戦一段落迄ハ香港防衛司令官ヲ設置シ第二十三軍司令官司令官ノ隷属下ニ香港ノ防衛並軍政掌理ニ任セシムルヲ可トス」とされていたが、最終的には総督部が置かれることになった。これは現地軍の要望ではなく、東條英機首相兼陸相の決定であつた。⁽¹⁷⁾ 支那派遣軍総司令官の畑は、日誌に以下のように記している。⁽¹⁸⁾

香港の処置に関しては今迄種々研究せられ、総軍として親補職たる香港防衛司令官を置き、之を第二十三軍司令官の隷下に置くを可なりと認め、中央にも意見具申し、又永井（八津次…筆者注）第四課長を上京せしめ中央に意見を具申しせめたるも、何故か中央は之を採用せず、政務は陸軍大臣直轄とし、其他は総軍司令官の区処を受けしむる香港占領地総督を置く案を決定し、総督には磯谷中将を起用し、有末大佐を参謀長に任命せり。

-
- (16) 支那派遣軍総司令官の畑も、「香港に総督を置きたることは、香港を永久占領すべき決意を表したるもの」と記している（伊藤＝照波・前掲『陸軍一畑俊六日誌一』、1942年1月30日条、335頁）。
- (17) 松本・前掲「日本軍政期の香港経済」、46頁。
- (18) 伊藤＝照波・前掲『陸軍一畑俊六日誌一』、1942年1月1日条（334頁）。畑によれば、防衛司令官には柴山兼四郎中将（輜重兵監）を予定していたという（同上、1941年12月31日条、331頁）。

1月19日、陸軍中将の磯谷廉介が香港占領地総督に任命された。磯谷は、参謀本部第二部長、陸軍省軍務局長、第10師団長を歴任後、関東軍参謀長時に発生したノモンハン事件の責任を取らされて、1939年9月に予備役に編入されていた。香港在住経験もあり、「支那通」として評価されていたことから抜擢されたと推測される。磯谷は、総督就任にあたり告諭を発したが、そのなかの「我真義ヲ解セス道義ニ反シ徳操ヲ破リテ徒ラニ妄動スル者ノ如キハ之レ亦万民東亜ノ公敵ニシテ固ヨリ皇土ノ住民ニ非サルナリ之ニ対シテハ其国籍ヲ論セス人種ヲ問ハス本職亦直ニ軍律ヲ以テ処断シ敢テ仮籍スル所ナカルコシ⁽¹⁹⁾」という部分に、軍政の本質がよく示されているといえるだろう。

第2節 香港占領地総督部の組織

1942（昭和17）年1月19日、香港占領地総督部が編成され⁽²⁰⁾、28日に以下の大陸命第592号が発せられた⁽²¹⁾。

- 一 香港占領地総督ハ香港占領地総督管区（旧英領及租借地）ノ防衛並軍政施行ニ任スヘシ
- 二 香港占領地総督府ハ防衛及交通等ニ関スル事項中所要ノ事項ニ関シ支那派遣軍総司令官ノ区処ヲ受クヘシ
又香港占領地総督管区内ニアル其隷下及指揮下以外ノ部隊ヲ警備、宿営、給養ニ関シ区処スヘシ

「区処」とは、「指揮隷属上の命令権はないが、特定事項について指揮・指導を委任されたいわば傍系の官庁・指揮官または部隊からの指示⁽²²⁾」のことであ

(19) 『総督部公報』第1号（1942年3月20日付）2頁。

(20) 防衛庁防衛研修所戦史室・前掲『香港・長沙作戦』、329頁。

(21) 森松俊夫監修・解説『「大本営陸軍部」大陸命・大陸指集集成7 昭和17年』（エムティ出版、1994年）23頁。

(22) 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、1991年）686頁。

る。その具体的内容とともに、香港占領地総督と支那派遣軍総司令官との関係は、以下のよう⁽²³⁾に定められた。

- 一 香港占領地総督ハ支那派遣軍総司令官ノ実施シアル香港占領地総督管区ニ於ケル軍政ヲ継承スヘシ
- 二 防衛及交通等ニ関スル事項中香港占領地総督カ支那派遣軍総司令官ノ区処ヲ受クヘキ事項左ノ如シ
 - (一) 主トシテ支那軍ニ対スル香港占領地総督管区ノ防衛ニ関スル事項
 - (二) 香港方面ヨリスル対支封鎖及対支情報収集ニ関スル事項
 - (三) 香港占領地総督管区ニ於ケル支那派遣軍ニ直接関係アル沿岸輸送中大本營ノ管掌セサル事項
 - (四) 支那大陸ト直接関係ヲ有スル通信ニ関スル事項
- 三 支那派遣軍総司令官ハ対支謀略、対支情報収集等ノ為所要ノ機関ヲ香港占領地総督管区内ニ位置セシムルコトヲ得
- 四 香港占領地総督ハ其管区内ノ第九鉄道ノ経営ヲ支那派遣軍総司令官ニ委託スルモノトス（以下略）

1944年12月の磯谷退任後は、第23軍司令官の田中久一が総督を兼任した⁽²⁴⁾。先に紹介した「香港ノ軍政実施機構ニ関スル件」の第3案（「第二十三軍司令官ヲシテ香港総督ヲ兼務シ軍政実施ニ関シテハ直接大本營ノ区署ヲ受ケシムル案」）が実現された形である。1945年4月に香港占領地総督部参謀長に就任した福地春雄は、第23軍が所在する広東にいる田中は、毎月数日出張して諸般

(23) 防衛庁防衛研修所戦史室・前掲『香港・長沙作戦』、328頁。

(24) 秦郁彦編『日本官僚制総合事典 1868-2000』（東京大学出版会、2001年）142頁。この人事には、総督部設置当初からの「第二十三軍との間も円滑とは申し難し」という状況を改善する意図があったものと見られる（伊藤＝照波・前掲『陸軍一畑俊六日誌一』、1942年4月4日条、342頁）。

の指示を下し、田中が不在時は自身が軍政一般を担当していたと述べている。⁽²⁵⁾

【表 I】香港占領地総督部幹部⁽²⁶⁾

職	氏名	階級	在職期間	前職	後職
総 督	磯谷廉介	中将	42年 1月～44年12月	予備役 第23軍司令官	招集解除 —
	田中久一	中将	44年12月～45年 8月		
参謀長	有末 次	大佐	42年 2月～42年11月	大本営参謀 ハイラル特務機関長 陸軍戸山学校長 香港占領地総督部参謀副長	第17軍参謀 停職 第129師団長 —
	菅波一郎	少将	42年11月～44年 6月		
	鶴飼尚信	少将	44年 6月～45年 4月		
	福地春雄	少将	45年 4月～45年 8月		
総務長官	泊 武治		42年 2月～44年 8月	前台湾総督府交通局局長 長崎県知事 香港占領地総督部財務部長	退官 在職中死亡 —
	山内義文		44年 8月～45年 1月		
	石井錦樹		～45年 8月		

総督の下には、参謀長と総務長官が置かれた。⁽²⁷⁾ 参謀長には、大本営参謀（第

(25) 福地春雄「香港事件」巢鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相〔復刻版〕』（牧書房、1981年）280頁。

(26) 【表 I】は、秦編・前掲『日本官僚制総合事典』、142頁を基にしつつ、戦前期官僚制研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1981年）、外山操編『陸海軍将官人事総覧 陸軍篇』（芙蓉書房、1981年）により修正を加えて作成した。

(27) 組織については、関禮雄（林道生訳）『日本占領下の香港』（御茶の水書房、1995年）106頁注（3）が述べるように、「全貌は明らかでない」。本稿では、小林英夫「香港軍政史」小林英夫＝柴田善雅『日本軍政下の香港』（社会評論社、1996年）79頁によった。なお、謝永光（森幹夫訳）『日本軍は香港で何をしたか』（社会評論社、1993年）をはじめとする香港軍政に関する文献では、「副総督平野茂」の手記が用いられてきた（平野茂「香港占領地総督部」日本中国友好協会・中国帰還者連絡会編『私の戦争体験記 侵略—従軍兵士の証言』、日本青年出版社、1970年、163～172頁）。貴重な証言であるが、筆者の調査では「副総督平野茂」の存在を確認できなかったため本稿では使用しなかった。ちなみに、平野は「『統治』のための法令をつくるため、統督は私に香港政治の基本法をつくれと命じました。私は、そこでいろいろのファッショ弾圧法令をつくりました」（165頁）と香督令の起草に携わったと記している。平野が起草し

20班長)の有末次、参謀には第23軍参謀の多田督知と釘宮眞石が補された⁽²⁸⁾。総務長官に任命されたのは、前台湾総督府交通局総長の泊武治である⁽²⁹⁾。泊は、香港における行政活動の概要を以下のように語っている⁽³⁰⁾。ここ挙げられているのは、人口整理(食糧供給)、工業振興、日本語教育、宗教管理、公衆衛生の5つである。

香港の建設に取つて一番重要な問題としては先づ食糧問題であり之は日本が責任を持つて糧食を給しなければならない今日戦争遂行上に尨大な犠牲を拂ふ事ともなるので総督部では先づ之が解決の一方策として皇軍入城当時百五、六十万乃至百八十万に上つた人口の整理に着手したのである(中略)現在総督部としては既存の工場の中戦争遂行に必要な工業は大いに之を助成強化してゐる次第で大規模並びに中規模造船ゴム織布工場その他ワイヤロープ苛性ソーダ、酸素工業、カーバイト、食糧品工業等に意

たと述べる香督令は数多いが、なかには「きわめて凶悪非人道的な殺人法令をつくり、その内容が「香港住民にして軍政を阻害する行為ありたる者、あるいは敵に通じたる者、不穩行為ありたるもの」という漠然としたもので、なんでもデッチ上げる便利な乱暴でむちゃな法令」である「軍律会議法」も含まれている(168頁)。内容から見て、これは本論でも紹介した香港占領地総督部軍律(1942年香督令第1号)であると思われる。ちなみに軍律は、北博昭氏が明らかにされたように、現地で法務官を中心に起草され、中央(参謀本部)の内意を得て制定される(北・前掲「支那方面艦隊の場合を主とする軍律について」、185～189頁)。平野の手記の内容を分析したものとしては、太田弘毅「日本軍政下の香港に進出した企業会社」『政治経済史学』第250号(1987年)155～156頁がある。

- (28) 「香港占領地総督部編成表」防衛省防衛研究所所蔵『参謀本部 南方各軍関係史料綴 昭和17年』(アジア歴史資料センター・Ref.コード:C13071019200)。
- (29) 「香港総督部軍政部員(高等文官)一覧表 昭和17年3月30日調」防衛省防衛研究所所蔵『参謀本部 南方各軍関係史料綴 昭和17年』(アジア歴史資料センター・Ref.コード:C130710186100)。
- (30) 「目覚しい日本語の普及 産業文化の躍進著し 香港の近情語る泊香港総督部総務部長」『台湾日日新報』第15703号(1943年11月18日付)。

を注いでゐるが就中、中概模造船所の木造船建造の如きは既に○隻と云ふ好成绩を示してゐる、一方文化面は学校教育及び宗教政策に非常な注意を拂ひ現在東亜学院を開設して華人有識者に対する高等教育を施してゐる、之は将来日本との協力及び日本人との接触を慮かつて中等学校卒業後二年間日本語を以て教育し香港大学復活の暁には更に大学へ進める為め予備校ともしてゐる、香港大学の復活に付いては目下総督部としては大体の成案を得近き将来開講の運びなる事と思ふ尚此の外初歩の技術者養成所の設置、既存の初等、中等学校にして存続さし得る価値のあるものは之に助成金を交付してその正常なる発展を期待してゐる、その他日本語教授の国語講習所の如きも数多く開設されその成績は誠に見るべきものがあり、今や香港地区内に於ては華語を用ひずとも日常生活に事欠かなぬ普及ぶりである、宗教工作は御承知の通り戦前久しきに互る英領土であつた関係上キリスト教が盛んであるが今迄の如き英米流の世界観より割り出されたキリスト教は最早その一切を拂拭されて今や新らしき東洋の道義的世界観に立脚し、大東亜建設と云ふ事を目標とする生まれ変つたキリスト教の台頭に依り人心は頓に安定し落ち着きある生活の中から大東亜建設への協力を見出し得て誠に心嬉しい限りである、戦争遂行と云ふ大きな観点から之を阻害するものは何物と雖も容赦しないのであるが治安に害なき限りは日本内地同様宗教に於ても自由な発展を許して居る、医療衛生方面に就いて言ふも従来イギリスは華人の保健問題に対して全く無関心であり、悪疫流行等に依り見るに忍びない悲惨な状態に陥入つても之を放置し、自己の保全にのみ汲々としてゐたのであつたが皇軍占領以来夙に此の方面に留意し我が医学陣の周到たる予防遏事業は着々その効を奏してコレラ、天然痘の如き悪疫も著しく減少した状態にある

参謀部の下には、「総管区ノ警備」を行なう香港防衛隊、「総督管区ニ於ケル保安及軍事警察ニ任スルノ外軍政実施ニ伴フ一般行政警察、司法警察及消防」

を担当する香港憲兵隊が置かれた。防衛隊長には羅澤要塞司令官の足立重郎⁽³¹⁾が、憲兵隊長には善通寺憲兵隊長などを務めた野間賢之助⁽³²⁾が補された。一方総務長官の下には、民治部（文化課、商業課、衛生課、庶務課）、財政部（金融課、税務課）、交通部（海事課、陸運課、土木課、下水課）、經濟部（産業課、軍事費課）、報道部、管理部、外事部⁽³³⁾が置かれた。民治部の下には18の区が設けられ、区長以下事務を行なう者以外に、区長の諮問機関として官選の区会員（定員6～10名）からなる区会が設置された。「[華を以て華を制す]ことを通して香港住民を統治⁽³⁴⁾」するという考えから、区長以下の職員、区会員には現地の中国系住民が任命された。これについては磯谷総督も、区長会議の席上で「各区長に中国人を多数間拔して任命してゐるがこれは中国の政治をやるため任命してゐるのではなく政治の対象となる住民の大部分が中国人でありこの民衆の風俗習慣をよく心得てゐるものをその任に当らしむれば最もよく軍政の円滑なる施行を期待し得るからに外ならぬ⁽³⁵⁾」と述べている。

【表Ⅱ】に掲げたのは、香港占領地総督部設置直後（1942年3月末）の文官幹部の一覧である。特徴的なのは、民治部の幹部を台湾総督府出身者が占めている点である。総務長官の泊も、「台湾が香港統治に寄与せる部面は誠に多大であつて電気、ガス、水道、酸素工業の如き技術方面或いは又有能練達の士を多数派遣し政治運営に少なからざる貢献をしてゐる事は衷心より感激致す⁽³⁶⁾」

(31) 外山操＝森松俊夫編『帝国陸軍編制総覧』第2巻（芙蓉書房、1993年）725頁。

(32) 小林・前掲「香港軍政史」、80頁。

(33) 1942年10月12日公示第66号によると、「兵事部」も存在していたようである。

(34) 関・前掲『日本占領下の香港』、127頁。

(35) 「軍政の対象は中国人 磯谷香港総督、区長に要望」『台湾日日新報』第15331号（1942年11月9日付）。

(36) 前掲「目覚しい日本語の普及 産業文化の躍進著し 香港の近情語る泊香港総督部総務部長」。香港に派遣された台湾総督府交通局書記の友野壽雄も、「民政長官には台湾総督府交通局長の泊武治さんが任用されたので、交通、通信から電気、ガス、水道まで一切の行政事務が、台湾からの出張要員の手に移り、恰も台湾総督府の出張所であるかのような気分が襲われてきた」と述べている（「或る従軍？記」中野操編『台湾総督府交通局通信部職員野戦従軍史』、

と述べている。一方、長谷川清台湾総督は、「香港と台湾は一衣帯水」であり、台湾では「南方建設に全面的な協力に官民を通じて燃え上つてゐる」と語っている。⁽³⁷⁾ 香港の発展は、自ずと南進基地としての台湾の地位を高めるものになるとというのがその理由である。

【表Ⅱ】 香港占領地総督部文官幹部一覧（1942年3月末現在）⁽³⁸⁾

部別	充当職	氏名	出身（推定を含む）
幕僚附	企画 国際法 通訳官 同	和田太郎	商工省（繊維局書記官）
		黄田多喜夫	外務省（事務官）
		汾陽四郎	外務省（副領事）
		前島岩男	外務省（副領事）
民政部	部長 民政 同 商業 土木 衛生	市来吉至	台湾総督府（交通局鉄道部庶務課長）
		鈴木利茂	台湾総督府（台北州警察部高等警察課長）
		長尾正道	台湾総督府（花蓮港庁総務課視学官）
		天野精壮	台湾総督府（新竹州産業部商工水産課長）
財務部	部長 金融 財政 海関 貿易	中西有三	横浜正金銀行（広東出張所主任）
		吉田助雄	台湾銀行（調査部次長）
		二木泰雄	大蔵省（会社部会社監査官）
交通部	部長 陸上交通 通信 海運	高松順茂	逋信省（海務院書記官）
		小島豊三	
		大間知季治	逋信省（管理局事務官）
		金富文太郎	逋信省（神戸海務局技師）

台湾逋信協会本部事務局、1984年、212頁）。

- (37) 「台湾、南方建設に協力 南支視察の長谷川総督語る」『朝日新聞』第20506号（1943年4月25日付）。
- (38) 【表Ⅱ】の作成にあたっては、前掲「香港総督部軍政部員（高等文官）一覧表 昭和17年3月30日調」を基に、内閣印刷局編『職員録（昭和16年8月15日現在）』（1941年）、台湾総督府編『台湾総督府及所属官署職員録（昭和16年7月1日現在）』（台湾日日新報社、1941年）、逋信大臣官房秘書課編『職員録（昭和17年4月20日現在）』（1942年）、内閣印刷局編『職員録（昭和17年7月1日現在）』（1942年）、『朝日新聞』、『台湾日日新報』、『読売新聞』を使用した。

また総督の諮問機関として、華民代表会が置かれた。華民代表会は、「中国人ニ関スル政權ニ付総督ノ諮問ニ応シ意見ヲ開申」（香港占領地総督部華民代表会規程第1条1項）するとともに、「中国人ニ関スル市政ノ重要事項」（同2項）について総督に建議する。香港立法局・行政局の非官守議員を務めた主席の羅旭穌⁽³⁹⁾をはじめ、劉鉄誠（交通銀行經理）、李子芳（東亜銀行支配人）、陳廉伯（復興煉油公司総監督）の4名が任命された⁽⁴⁰⁾。小林英夫氏は、「中国人を統治機構の中に包み込んだかたちで軍政機構が作られた」のは「香港では中国系住民が圧倒的多数を占めており、したがって、彼らを利用する以外に統治の方法はなかった」ためであると述べている⁽⁴¹⁾。

第2章 香港軍政法

第1節 香督令

軍政下の香港において、法制定権を有していたのは香港占領地総督である。北博昭氏は、軍律の国内法上の根拠は大日本帝国憲法第11条（「天皇ハ陸海運ヲ統帥ス」）であると指摘されている⁽⁴²⁾。香港占領地総督による法制定権の根拠もまた、同条によるものと考えられる。

法には、「香督令」、「布告」、「公示」、「公告」の4つがあり、「大体内地の法律勅令によつて定められるやうな重要事項は香督令で規定され、以下その内容の軽重に応じて布告、公示、公告としてそれ〴〵規定されてゐ」たという⁽⁴³⁾。法

(39) 羅については、李培徳「戦時における香港の「欧亜混血児」——羅旭穌の変節問題を例として」『中国研究月報』第66巻11号（2012年）を参照。

(40) 関・前掲『日本占領下の香港』、86頁。肩書については、小林・前掲「香港軍政史」、107～108頁を参照。

(41) 小林・同上、78頁。この点に関しては、吉原直樹「日本軍政期の香港行政と街区制」同『アジアの地域住民組織—町内会・街坊会・RT／RW—』（御茶の水書房、2000年）をあわせて参照。

(42) 北・前掲『軍律法廷』、15頁。

(43) 東洋経済新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核—』（香港東洋経済

令を見てみると、処罰（軍罰）を科す場合は、基本的には香督令によっていたようである。1942（昭和17）年中に制定されたのは、香督令56、布告22、公示86、公告19、1943年中に制定されたのは、香督令53、布告16、公示74、公告31である⁽⁴⁴⁾。

【表Ⅲ】は、1942年ないし1944年に制定された香督令の一覧表である。1942年制定分については『総督部公報』、1943年制定分については「香港軍政主要日誌（自昭和16年12月至昭和19年2月）」⁽⁴⁵⁾、1944年制定分については、『香港東洋経済新報』各号掲載の「香港軍政日誌」によった。ただし、1942年香督令第25号は『総督部公報』には掲載されていなかったため、「香港軍政主要日誌（自昭和16年12月至昭和19年2月）」を参考にした。

【表Ⅲ】 1942年ないし1944年に制定された香督令

年	月日	香督令名
1942年	2月20日	香港占領地総督部軍律（第1号）、香港占領地総督部軍罰令（第2号）、香港占領地総督部刑事審判規則（第3号）、香港占領地総督部刑事即決処分例（第4号）、香港占領地総督部民事令（第5号）、香港占領地総督部民事審判規則（第6号）、香港占領地総督部刑務所規則（第7号）、香港占領地総督部軍律會議所昔ノ未決囚拘禁方ノ件（第8号）
	3月28日	香港占領地総督管区ニ於ケル出入、居住、物資ノ搬出入及企業、営業、商行為取締令（第9号）、香港占領地総督部華民代表会規程（第10号）、香港華民各界協議会規程（第11号）、郵便料金改正ノ件（第12号）
	4月16日	香港占領地総督部地区事務所規程（第13号）、地区事務所ノ位置、管轄区域指定ニ関スル件（第14号）、私立日語講習所規程（第15号）
	17日	香港占領地総督部私立学校規則（第16号）
	18日	香港占領地総督部私立幼稚園規程（第17号）

社、1944年）111頁（民治部執筆と推定）。

(44) 同上、111頁（民治部執筆と推定）。

(45) 同上、333～352頁。

1942年	4月20日	郵便物差出上ノ制限 (第18号)
	28日	香港占領地総督部電話規則 (第19号)
	5月11日	香港占領地総督部分析所規程 (第20号)
	30日	香港警察犯処罰令 (第21号)
	6月5日	香港占領地総督部映画演劇検閲規則 (第22号)
	12日	香港占領地総督部医師、歯科医師令 (第23号)、香港占領地総督部医師、歯科医師令施行規則 (第24号)
	7月1日	帆船登記臨時措置令 (第25号)
	20日	香港占領地総督部区制 (第26号)、区ノ名称、位置、管轄区域指定ニ関スル件 (27号)
	22日	通常郵便物ノ種類及料金 (第28号)、第三種郵便物規則 (第29号)
	23日	香港占領地総督部家屋所有権登録令 (第30号)、香港占領地総督部家屋税徴収令 (第31号)、香港占領地総督管内通貨竝ニ同交換規程 (第32号)
	31日	約束郵便規則 (第33号)
	8月20日	管区外貿易帆船取締規則 (第34号)
	26日	香港占領地総督部水道使用規則 (第35号)
	25日	帆船登録臨時措置令中改正 (第36号)
	31日	香港占領地総督部管理不動産賃貸借規則 (第37号)、香港占領地総督部屠場規則 (第38号)
	9月5日	税金徴収令 (第39号)
	13日	戸口規則 (第40号)、土地税令 (第41号)
	17日	漁業取締規則 (第42号)
	18日	貿易取締令 (第43号)
	10月15日	陸上交通取締規則 (第44号)
	19日	敵航空機搭乗員処罰ニ関スル軍律 (第45号)
	30日	短波放送ノ聴取禁止等ニ関スル件 (第46号)
	11月10日	貸地使用令 (第47号)
	15日	自動車運転免許規則 (第49号)
	26日	印紙税令 (第50号)
	12月11日	遊興飲食税令 (第51号)

1942年	8日	香港占領地総督部委託経営事業会社監督実施規程（第52号）
	24日	娯楽税令（第53号）
	27日	租税犯則者処分令（第54号）
	29日	印紙税中改正（第55号）
	31日	陸上交通取締規則（第56号）
1943年	1月10日	香港占領地総督部刑務所規則改正（第1号）
	23日	阿片取締規則（第2号）
	2月6日	帆船登録臨時措置令改正（第2号）
	20日	刑事審判規則（第5号）、香港占領地総督部民事審判規則改正（第6号）、香港占領地総督部刑事即決処分例改正（第7号）、律師令（第8号）、律師名簿登録規則（第9号）
	25日	軍律令（第4号）
	3月3日	官立東亜学院規程（第11号）
	20日	艀船登録臨時措置令（第12号）
	31日	家屋税令（第13号）、特別家屋税令（第14号）、大澳、坪州、長洲各島向け物資搬出に関する制限規則（第15号）
	4月8日	香港占領地総督管内通貨並二同交換規程改正（第16号）
	10日	重要物資授受制限規則（第17号）
	12日	營業利益税令（第18号）
	16日	軍票交換所の軍票売買限度撤廃（第19号）
	17日	重要物資授受制限規則改正（第20号）
	19日	特定地域向無為替輸移出取締規則（第21号）
	20日	酒精含有飲料税令（第20号）
	5月10日	香港占領地総督管内通貨規則（第26号）
	31日	家屋讓渡取締等取締規則（第27号）
	6月9日	対敵国或は敵国人負債処理弁法（第28号）
	26日	香港税務所及び九龍税務所の設置並に両税務所の管轄区域（第29号）
	7月9日	物資搬出入取締規則（第32号）
	10月15日	軍律審判規則（第42号）、法院令（第43号）、刑事令（第45号）、刑事審判規則（第46号）、刑事即決処分例（第47号）
11月5日	敵性銀行保有担保不動産処分規則（第50号）	

1943年	12月25日	営業等取締規則（第52号）、出入等取締規則（第53号）
1944年	1月25日	船舶信号符号点付規則（第1号）、汽船登録臨時措置令（第2号）
	2月1日	香港占領地総督部電話規則改正（第3号）
	5日	酒精含有飲料税令改正（第4号）
	20日	重要物資授受制限規則廃止（第5号）
	4月1日	封書、葉書、書留料金改正（第12号）
	7日	営業等取締規則改正（第17号）
	27日	家屋譲渡取締等取締規則廃止（第21号）
	5月25日	香港占領地総督部法人令（第22号）
	6月26日	刑事審判規則改正（第24号）
	28日	電話使用料引上げ（第25号）
	7月28日	遊興飲食税改正令（第26号）
	8月1日	非訟事件手続規則（第27号）、登録料規則（第28号）
	24日	水産物販売取締規則（第29号）
	9月1日	貿易統制令（第30号）
	20日	総督部立図書館に関する香督令（第33号）

第2節 刑事法（軍律）

刑事法のなかでは、軍律が最も重要である。また軍律は、占領地軍政を行なうにあたっての基本法でもあった。北博昭氏は、その目的を以下のように説明⁽⁴⁶⁾されている。

（軍律とは…筆者注）軍外の所定の対象者に遵守させるきびしい罰をとまなうおきてで、正確には“実体上の軍律”（以下、軍律）をいう。交戦下において、作戦地・占領地の軍司令官や艦船指令長官といったその他の軍の最高指揮官によって定められる。（中略）軍律を定める目的はなによりも作戦地・占領地の安寧保持にあり、最終的には自軍の安全保全に求めら

(46) 北・掲掲『軍律法廷』、11～12頁。

れる。安寧や安全が必要とされるのは、その軍が戦闘作戦行動もしくは占領地行政を円滑におこなうためである。

注意しなければならないのは、軍律は近代法的な刑法の基本原則に必ずしもしたがうものではない（と考えられていた）点である。例えば陸軍（参謀本部）は、1942（昭和17）年4月のドーリットル空襲（日本本土への最初の空襲）に参加し捕獲された隊員への処罰にあたり、軍律であれば事後法での処罰があるとの見解を示した。⁽⁴⁷⁾すなわち軍律には、「遡及処罰禁止の原則」は当てはまらないと考えられたのである。⁽⁴⁸⁾

香港における軍律は、以下の香港占領地総督部軍律である。本軍律が適用されるのは香港占領地総督管内の帝国臣民以外の人民で、処罰の対象となるのは、軍に対する叛逆行為、間諜行為、その他軍の安寧を害し、または軍事行動を妨害する行為である。「教唆幫助予備陰謀又ハ未遂」も処罰の対象となる。

香港占領地総督部軍律（抄）

第一条 本軍律ハ香港占領地総督管内ニ在ル帝国臣民以外ノ人民ニ之ヲ適用ス

第二条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ軍罰ニ処ス
一、帝国軍ニ対スル叛逆行為

(47) 北・前掲「空襲軍律の成立過程」、64頁。

(48) ただし、外交官出身の国際法学者である信夫淳平は、「附則ニ於テ本軍律ヲ施行前ノ行為ニ対シトモ適用ストノコトヲ規定シタル一事ハ、卑見ノ最モ強く反対セザルヲ得ザルモノナルヲ遺憾トス。抑々犯行ガアリシ後ニ於テ、シカモ被告ニ対スル審理ガ終リシ後ニ於テ（ト推測ス）、ソノ擬律ニ関スル法規ヲ急ニ制定シ、遡ツテ之ヲ被告ニ適用スルガ如キハ、立法ノ法理及ビ技術ノ上ヨリ断ジテ妥当ノ措置ト云フヲ得ザルベシ」とこれを強く批判した（俘虜関係調査部編「昭和二十年十二月 敵航空機搭乗員ノ処罰ニ関スル軍律ニ対スル国際法的検討」国立公文書館所蔵『参考資料・弁護班』、請求番号：平11法務06286100）。

二、間諜行為

三、前二号ノ外帝国軍ノ安寧ヲ害シ又ハ軍事行動ヲ妨害スル行為

第三条①前条ノ行為ノ教唆幫助予備陰謀又ハ未遂ハ之ヲ罰ス

②但シ情状ニ因リ罰ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

軍律が適用されるのは、香港占領地総督管内の住民に限らない。ドーリットル空襲をきっかけに、陸軍省と参謀本部が作成した案（「〇〇軍軍律（案）」）を基にして、各軍において敵機の捕獲搭乗員に対して適用される軍律、すなわち「空襲軍律」が制定された。「敵機搭乗員の戦意喪失を賭した見せしめ」⁽⁴⁹⁾のためである。香港の場合、以下の「敵航空機搭乗員処罰ニ関スル軍律」がそれにあたる（【表Ⅳ】）。

【表Ⅳ】 敵航空機搭乗員処罰ニ関スル軍律（抄）

敵航空機搭乗員処罰ニ関スル軍律（抄） (1942年10月19日)	陸軍省・参謀本部案（「〇〇軍軍律（案）」 ⁽⁵⁰⁾ ） (1942年7月28日)
第一条 本軍律ハ帝国領土、満州国又ハ我ガ作戦地域ヲ空襲シ香港占領地総督ノ権内ニ入りタル敵航空機搭乗員ニ之ヲ適用ス	第一条 本軍律は帝国領土満州国又は我か作戦地域を空襲し〇〇軍の内に入りたる敵航空機搭乗員に之を適用す
第二条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ軍罰ニ処ス 一 普通人民ヲ威嚇又ハ殺傷スルコトヲ目的トスル爆撃、射撃其ノ他ノ攻撃行為 二 軍事的性質ヲ有セザル私有財産ヲ破壊又ハ毀損スルコトヲ目的トスル爆撃、射撃其ノ他ノ攻撃行為	第二条 左に記載したる行為を為したる者は軍罰に処す 一 普通人民を威嚇又は殺傷することを目的として爆撃、射撃其の他の攻撃を加ふること 二 軍事的性質を有せざる私有財産を破壊又は毀損することを目的として爆撃、射撃其の他の攻撃を加ふること

(49) 北・前掲「空襲軍律の成立過程」、63頁。

(50) 「空襲軍律に関する研究 昭和21年6月7日」防衛省防衛研究所所蔵『軍備軍律俘虜等に関する綴』（アジア歴史資料センター・Ref.コード：C13070899700）。

<p>三 已ムヲ得ザル場合ノ外軍事的目標物以外ノ目標ニ対スル爆撃、射撃其ノ他ノ攻撃行為</p> <p>四 前三号ノ外戦時国際法規ノ違反行為前項ノ行為ヲ為ス目的ヲ以テ帝国領土、満州国又ハ我が作戦地域ニ来襲シ其ノ未ダ之ヲ遂ゲザル前香港占領地総督ノ権内ニ入りタル者亦同ジ</p> <p>第三条 軍罰ハ死トス、但シ情状ニ依リ無期又ハ十年以上ノ監禁ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得</p> <p>附 則</p> <p>本軍律ハ昭和十七年十月十九日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>本軍律ハ施行前ノ行為ニ対シテモ之ヲ適用ス</p>	<p>三 已むを得ざる場合の外軍事的目標物以外の目標に対して爆撃、射撃其の他の攻撃を加ふること</p> <p>四 前三号の外特に人道を無視したる暴虐非道なる行為をなすこと前号の行為を為す目的を以て帝国領土満州国又は我が作戦地域に来襲し其の未だ之を遂げざる前〇〇の権内に入りたる者亦同じ</p> <p>第三条 軍罰は死とす但し情状に依り無期又は十年以上監禁を以て之に代ふることを得</p> <p>附 則</p> <p>本軍律は昭和〇〇年〇月〇〇日より之を施行す</p> <p>本軍律は施行前の行為に対しても之を適用す</p>
---	---

刑法でいうところの犯罪を定めるのが「軍律」だとすれば、刑罰にあたるのが「軍罰」である。香港においてこれを定めるのが、以下の香港占領地総督部軍罰令である。同令によると、軍律違反に科される軍罰は、死（銃殺）、監禁（1ヶ月以上）、追放（1年以上）、過料（1円以上）、没取の5種である。

香港占領地総督部軍罰令（抄）

第一条 本令ハ香港占領地総督部軍律其ノ他ノ総督部令ニ違反シタル者ニ之ヲ適用ス

第二条①軍罰ノ種類左ノ如シ

- 一、死
- 二、監禁
- 三、追放
- 四、過料

五、没収

②軍罰ノ軽重ハ前項記載ノ順序ニ依ル

第三条 死ハ銃殺ス

第四条①監禁ハ一月以上トシ監禁場ニ拘置シ定役ニ服ス

②但シ情状ニ因リ定役ヲ免スルコトヲ得

第五条 追放ハ一年以上ノ期間一定ノ地域外ニ放逐ス

第六条 監禁又ハ追放ヲ減輕スル場合ニ於テハ之ヲ一月以下又ハ一年以下ニ降スコトヲ得

第七条①過料ハ一円以上トス

②過料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上五年以下ノ期間之ヲ監禁場ニ留置ス

第八条①左ニ記載シタル物ハ之ヲ没取スルコトヲ得

一、犯行ヲ組成シタル物

二、犯行ノ用ニ供シ又ハ供セントシタル物

三、犯行ヨリ生シ若ハ之ニ因リ得タル物

四、犯行ノ報酬トシテ得タル物

五、前各号ニ記載シタル物ノ対価トシテ得タル物

②没取ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ属セサルトキニ限ル但シ犯行後犯人以外ノ者情ヲ知りテ其ノ物ニ対スル権利ヲ取得シタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

③第一項ニ記載シタル物全部又ハ一部ヲ没取スルコト能ハサルトキハ其ノ価額ヲ追徴スルコトヲ得

「軍律」違反を審理し「軍罰」を科するのが、「軍律法廷」である。香港では、香港占領地総督部刑事審判規則に基づき軍律会議が設置された。軍律会議長官は総督であり、軍律会議は3名の審判官（兵科将校2名、法務官1名）をもって構成される。香港占領地総督部設置時の法務官は古木一夫で、その後は四夷

三郎、山口教一が務めた。⁽⁵¹⁾ 参謀長の福地春雄が後年語るところでは、1945年4月の四夷の第12軍への転出後は法務官の昞欠を来して軍法会議・軍律会議は閉鎖され、必要に応じて第23軍付法務官の山口が出張してきていたという。⁽⁵²⁾

先の空襲軍律のように、「作戦地・占領地の安寧保持にあり、最終的には自軍の安全保全」を目的とする《軍律》（ここでは、「軍律」、「軍罰令」、「刑事審判規則」をまとめて《軍律》と呼んでいる）の場合、部隊が異なっても内容がほぼ同一になることは不思議ではない。例えば北博昭氏は、1933年から1944年にかけて海軍省法務局員であった馬場東作の「昭和十二年七月七日北支事変発生以来、日露戦争中の軍律等を参考として今次事変に備えるため、軍罰令、軍罰処罰令等のモデル案を作成して関係艦隊法務官（正しくは海軍司法事務官…北氏注）に配布しておいた記憶があります」との述懐を紹介されている。⁽⁵³⁾ また北氏は、1937年12月に制定された海軍の支那方面艦隊軍罰令と、同時期に制定された陸軍の北支那方面軍軍律（1937年10月）や中支那方面軍軍律（1937年12月）が類似している点も指摘されている。⁽⁵⁴⁾

【表V】は、香港占領地総督部刑事審判規則と、支那派遣軍および南方軍が定めた軍律法廷に関する法を比較したものである。⁽⁵⁵⁾ 3者が類似していることは明らかであるが、特に香港占領地総督部刑事審判規則と支那派遣軍軍律審判規則とは酷似している。支那派遣軍（第23軍）と香港占領地総督部は密接な関

(51) 福地・前掲「香港事件」、281頁。

(52) 同上、286頁。北博昭「陸軍司法部職員表一昭和19年一」『軍事史学』第22巻3号（1986年）で翻刻されている1944年の「陸軍司法部職員表」によると総督部附法務官は四夷と山口であり、山口は第23軍法務部の兼任となっている（50頁）。一方、松原慶治編『終戦時帝国陸軍全現役将校職務名鑑』（戦誌刊行会、1985年）では、第23軍法務部には山口の名はなく（790頁）、香港占領地総督部附法務官となっている（802頁）。

(53) 北・前掲「支那方面艦隊の場合を主とする軍律について」、181頁。

(54) 同上、183頁。

(55) 支那派遣軍軍律審判規則および南方軍軍律審判規則は、北博昭編・解説『軍律会議関係資料』（不二出版、2001年）83～84頁、214～215頁による。

係にあることから、《軍律》についても支那派遣軍のものがモデルとされたのではないかと推測される。

【表V】 香港占領地総督部刑事審判規則

香港占領地総督部刑事審判規則 (1942年2月20日施行)	支那派遣軍軍律審判規則 (1939年10月1日施行)	南方軍軍律審判規則 (1942年9月10日施行)
<p>第一条 香港占領地総督部軍律其ノ他、総督部令ニ違反シタル者ハ軍律會議ニ於テ之ヲ審判ス</p>	<p>第一条 支那派遣軍軍律ニ違反シタル者ハ軍律會議ニ於テ審判ス</p>	<p>第一条 南方軍軍律ニ違反シタル者ハ軍律會議ニ於テ審判ス但シ占領地裁判機關ニ於テ審判スルヲ適当トスル者ハ同機關ヲシテ審判セシムルコトヲ得</p>
<p>第二条 軍律會議ハ香港占領地総督部ニ之ヲ設ク</p>	<p>第二条 軍律會議ハ支那派遣軍及隸下各軍ニ之ヲ設ク</p>	<p>第二条 軍律會議ハ南方軍及隸下各軍ニ之ヲ設ク</p>
<p>第三条 香港占領地総督部軍律會議ハ香港占領地総督管区内ニ在リ又ハ同管区内ニ於テ軍律其ノ他ノ総督部令ニ違反シタル者ニ対スル被告事件ニ付管轄権ヲ有ス</p>	<p>第三条 支那派遣軍軍律會議ハ総司令官ノ指定スル事件ニ付管轄権ヲ有ス</p> <p>第四条①隸下各軍ノ軍律會議ハ前条以外ノ其ノ軍ノ作戦地域ニ在リ又ハ其ノ地域ニ於テ軍律ニ違反シタル者ニ対スル事件ニ付管轄権ヲ有ス</p> <p>②総司令官ハ特定ノ事件ニ付前項ノ規定ニ拘ラス之ヲ管轄スヘキ軍律會議ヲ指定スルコトヲ得</p>	<p>第三条①南方軍軍律會議ハ総司令官ノ指定スル事件ニ付管轄権ヲ有ス</p> <p>②隸下各軍ノ軍律會議ハ当該軍ノ作戦地域ニ在リ又ハ作戦地域ニ於テ軍律ニ違反シタル者ニ対スル事件ニ付管轄権ヲ有ス但シ前項ニ規定スル事件ニ付テハ此ノ限ニアラス</p>

<p>第四条 軍律會議ハ総督ヲ以テ長官トス</p>	<p>第五条 軍律會議ハ総司令官又ハ軍司令官ヲ以テ長官トス</p>	<p>第四条①軍律會議ハ之ヲ設ケタル総司令官又ハ軍司令官ヲ以テ長官トス ②前項ノ長官ハ犯行ノ地軍律會議所在地ヨリ遠隔ナルトキハ其ノ他必要アルトキハ部下ノ指揮官ヲシテ長官ニ代リ特定ノ事項ニ付其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得</p>
<p>第五条①軍律會議ハ審判官三名ヲ以テ之ヲ構成ス ②審判官ハ兵科将校二名及法務官一名ヲ以テ之ニ充テ長官之ヲ命ス</p>	<p>第六条①軍律會議ハ審判官三名ヲ以テ之ヲ構成ス ②審判官ハ将校二名及法務官一名ヲ以テ長官之ヲ命ス</p>	<p>第五条①軍律會議ニ審判官、檢察官、録事及警査ヲ置ク ②審判官ハ兵科将校及法務官ヲ以テ長官之ニ充ツ ③檢察官ハ法務部将校又ハ兵科将校ヲ以テ之ニ充ツ ④審判官、檢察官、録事及警査ハ長官之ヲ命ス</p>
<p>第六条 軍律會議ノ審判廷ハ審判官、檢察官及録事列席シテ之ヲ開ク</p>	<p>第六条 審判ハ審判官タル兵科将校及法務部将校一人ヲ以テ構成シタル會議ニ於テ之ヲ為ス</p>	<p>第七条 審判廷ハ審判官、檢察官及録事列席シテ之ヲ開ク</p>
<p>第七条 軍律會議ノ審判廷ハ審判官檢察官及録事列席シテ之ヲ開ク</p>	<p>第八条 軍律會議ニ於テ支那人以外ノ外国人ヲ審判ニ付セントスルトキハ総司令官ノ認可ヲ受クルヲ要ス</p>	<p>第七条 審判廷ハ審判官、檢察官及録事列席シテ之ヲ開ク</p>

<p>第七条 本規則ニ別段ノ定メナキ事項ハ事情ノ許ス限り陸軍軍法會議法中特設軍法會議ニ関スル規定ニ依ル</p>	<p>第九条 本規則ニ別段ノ定メナキ事項ハ事情ノ許ス限り陸軍軍法會議法中特設軍法會議ニ関スル規定ニ依ル</p>	<p>第八条 本規則ニ別段ノ定メナキ事項ハ陸軍軍法會議法中特設軍法會議ニ関スル規定ヲ援用ス</p>
---	---	---

軍律に違反する行為のうち、3月以下の監禁または500円以下の過料および没取に処されるものについては、香港憲兵隊長、各地区憲兵隊長および水上憲兵隊長が、即決処分を行なうことができる。これを定めたのが、以下の香港占領地総督部刑事即決処分例である。

香港占領地総督部刑事即決処分例（抄）

第一条 香港憲兵隊長、各地区憲兵隊長及水上憲兵隊長ハ其ノ担任区域内ニ於ケル帝国臣民以外ノ人民ノ犯シタル香港占領地総督部軍律其ノ他総督部令違反行為中三月以下ノ監禁又ハ五百円以下ノ過料及没取ニ処スヘキモノニ付即決処分ヲ為スコトヲ得

第二条 本例ニ依ル監禁又ハ監禁場留置ノ執行ハ憲兵隊ノ留置場其ノ他適宜ノ場所ニ於テ為スコトヲ得

第三条①本例ノ処分ハ犯人ノ陳述ヲ聴キ証憑ヲ取調ヘ直チニ其ノ言渡ヲ為スモノトス

②前項ノ処分ニ対シテハ不服ノ申立ヲ許サス

即決処分の対象となる行為を定めたのが、香港警察犯処罰令である。同令は、1908（明治41）年9月の警察犯処罰令（内務省令第16号）を基に起草されたものと見られる。以下では処罰の対象となる行為のうち、警察犯処罰令には見られないものを中心に挙げておく。

香港警察犯処罰令 (抄)

- 第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三月以下ノ監禁又ハ五百円以下ノ過料ニ処ス
- 三 伝染病予防其ノ他医事、衛生諸法規ニ従ハス公務員ノ命令ニ違背シタル者
 - 四 郵便物ノ通送、集配ヲ妨ケタル者
 - 五 本籍、住所、氏名、年齢、身分、職業等ヲ詐称シテ投宿シ又ハ乗船、搭乘シタル者
 - 七 事実ヲ捏造シテ官憲ニ投書シ又ハ情ヲ知シテ其ノ代書ヲ為シタル者
 - 八 一般公衆ノ利益ヲ目的トシテ既ニ設立シ又ハ設立セントスル公共団体ニ対シテ故ナク其ノ経営又ハ計画ヲ妨害セル者
 - 十 交通整理ノ為ノ制限ニ服セサル者
 - 十二 禁止セラレタル区域ニ於テ露店ヲ開キタル者
 - 十五 公園又ハ道路、橋梁、堤岸等ヲ濫ニ汚損若ハ毀損シタル者
 - 十九 船車、昇降機又ハ公衆ノ集合スル場所ノ定員ヲ越エテ之ニ乗り込マシメ又ハ入場セシメタル者
 - 二十 公共的設備物件ヲ毀棄若ハ汚損シタル者
 - 二十一 濫ニ公共水栓ヲ開閉シタル者
 - 二十四 深夜歌舞、音曲其ノ他喧噪ノ行為ヲ為シタル者
 - 二十六 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊スヘキ演芸ヲ為シタル者
 - 二十八 粗暴又ハ不穩ノ言論、行為ヲ為シ公安ヲ害スル者
 - 二十九 屋外ニ於テ政事又ハ政事ニ紛ハシキ事項ヲ口演シタル者
 - 三十 許可ヲ得スシテ燃焼シ易キ築材ヲ以テ建築ヲ為シタル者
 - 三十一 許可ヲ得スシテ爆竹ヲ用ヒタル者
 - 三十三 家主又ハ居住者ニシテ家屋ヲ破損シ危険ニ属スルモノノ修繕ヲ怠リ行人ノ生命ニ危険アラシメタル者
 - 四十 密輸入ニ係ルモノ其ノ他不正品ト認ムル物件ヲ所持、売買並

ニ授受ヲ為シタル者

- 四二 賭博又ハ之ニ類スル行為ヲ為シタル者
- 四三 濫ニ他人ノ名刺類ヲ作製シ若ハ之ヲ不正ニ使用シタル者
- 四六 異様ノ扮装又ハ奇異ノ言動ヲ為シ官憲ノ静止ニ肯セス徘徊シタル者
- 五一 故ナク他人ノ金融取引等ニ干渉シ又ハ濫ニ訴訟其ノ他ノ紛擾ヲ惹起セシメタル者
- 五二 許可ヲ得スシテ劇毒薬ヲ販売シ又ハ授受シタル者
- 五三 官署ノ督促ヲ受ケ尚清潔ヲ怠リタル者
- 五四 汚物、塵介等ヲ屋内ニ貯ヘ衛生上有害ナル行為ヲ為シタル者
- 五六 街路、公園其ノ他公衆ノ出入スル場所ニ於テ痰唾ヲ吐キタル者
- 六四 公ノ墓地、火葬場以外ノ地ニテ私ニ埋葬、火葬ヲ為シタル者
- 六八 病死ノ禽獸ヲ食料トシテ販売授与シタル者
- 七十 濫ニ土地境界ノ標柱、標石等ヲ移転シタル者
- 七一 許可ヲ得スシテ公有地ニ家屋、小屋等ヲ建設シ又ハ墻壁、籬ヲ設ケタル者
- 七四 其ノ他警察取締上ノ命令ニ従ハサル者

第三条 本令ニ規定シタル違反行為ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本条ニ照シ処罰ス但シ情状ニ依リ其ノ罰ヲ免除スルコトヲ得

警察犯処罰令との違いは他にも挙げられる。まず警察犯処罰令では、30日以下の拘留や20円以下の科料が科せられるのに対し、香港警察犯処罰令では3ヶ月以下の監禁または500円以下の過料に「厳罰化」されている。また警察犯処罰令では違反行為が列挙されているのに対し、香港警察犯処罰令は73項目の違反行為を列挙した後に、「其ノ他警察取締上ノ命令ニ従ハサル者」（第2条74号）という規定を置き、処罰対象を拡大している。小林英夫氏は、「香港統治の特徴」として「憲兵が統治の中枢にいたこと」を挙げ、「憲兵が香港市民

の生活の隅々まで影響力をもっていた」と指摘しているが、香港警察犯処罰令も、憲兵による統治の一つの根拠となったものであろう。⁽⁵⁶⁾

第3節 民事法

民事に関しては、香港占領地総督部民事令が制定された。本令は第2条において、「帝国臣民以外ノ人民」間の民事事件については「占領地及慣習」によると定めた。その結果、軍政下でも、帝国臣民以外の者（主に、イギリス統治期からの香港生活者）の間の民事事件については、イギリス統治期と同じようにイギリス法に「依ル」ことになった。⁽⁵⁷⁾この規定は、先に紹介した「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」第43条の趣旨に沿うものである。一方、明記はされていないものの、第2条の内容から見て、少なくとも一方当事者が帝国臣民である場合は、占領地の法令や慣習を参酌しつつ、「帝国ノ法令」、つまり内地法に「依ル」ものと考えられる。

香港占領地総督部民事令（抄）

第一条 民事ニ関スル事項ハ本令其ノ他ノ総督部令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外占領地ノ法令及慣習ヲ参酌シテ帝国ノ法令ニ依ル

第二条 帝国臣民以外ノ人民相互間ノ民事ニ付テハ占領地ノ法令及慣習ノ

(56) 小林・前掲「香港軍政史」、84頁。

(57) イギリス植民地時代の香港適用法は、以下のように説明される。「一八四四年八月二十一日の香港立法により、イギリス法が、香港占領地及びその住民の地方的事情に適用可能なる限り、之を採用する。且つ不動産法については常にイギリス法を適用する旨を定めた。即ち、割譲による領土であるが、既存の法がヨーロッパの法ではなかつたために、植民による領土と同一の政策を採用したのである。翌年の立法にも同一の規定が設けられてゐたが、その翌一八四六年の立法により、香港に植民地立法権が与へられた時、即ち一八四三年四月五日の状態におけるイギリス法を適用する旨規定した。その後の立法もこの趣旨を規定してゐる。」（田中和我『大東亜旧英領地域の法律』、巖松堂、1944年、51～52頁）。

ミニ依ルコトヲ得

先に紹介したように、香港警察犯処罰令第2条51号は、「濫ニ訴訟其ノ他ノ紛擾ヲ惹起セシメタル者」は3月以下の監禁または500円以下の過料に処すると規定していた。ここに香港占領地総督部の民事訴訟に対する考え方が示されている。民事手続について定めたのは、以下の香港占領地総督民事審判規則である。

香港占領地総督民事審判規則（抄）

第一条 民事審判ハ民事法廷ニ於テ之ヲ行フ

第二条 民事法廷ハ香港占領地総督部ニ之ヲ設ク

第三条 香港占領地総督部民事法廷ハ香港占領地管区内ニ居住スル人民ヲ被告トスル民事事件ニ付管轄権ヲ有ス

第四条 審判ハ本規則ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外成ルヘク帝国ノ民事訴訟法其ノ他ノ法令ニ依リ之ヲ行フ

第五条①民事法廷ハ民事審判官及書記ヲ置ク

②審判官ハ法務官、書記ハ録事ヲ以テ之ヲ充ツ

第六条 審判ハ単独審判官之ヲ行フ

第七条 書記ハ審理ニ関スル準備ヲ為シ法廷ニ立会ヒ調書ヲ作り訴訟記録ノ整理保管ヲ為スノ外諸般ノ事務ニ従事ス

第八条 審判ニ対シテハ一切不服ノ申立ヲ許サス

第九条 審判官、書記及鑑定人ハ之ヲ忌避スルコトヲ得ス

第十条 法廷代理人ノ外訴訟代理人及輔佐人ニ依ル訴訟行為ハ之ヲ許サス但審判官ニ於テ必要ト認ムルトキハ特ニ訴訟代理人ヲ許可スルコトヲ得

第十一条 審判官ハ先ツ和解ヲ勧告シ和解成立セサルトキハ判決ヲ為ス成立シタル和解ハ判決ト同一ノ効力ヲ有ス

第十二条 期日ノ変更ハ当事者合意ノ場合ト雖モ相当ノ理由アル場合ノ外之

ヲ許サス

第卅九条 弁論期日ニ当事者双方出頭セサルトキハ訴ヲ取下ケタルモノト看
做ス

民事審判を担当する民事法廷において審判官を務めるのは、陸軍法務官である。審判は、弁論期日に当事者双方が出頭しないときは取り下げとみなされ、審判官は、まずは和解を勧告し、和解が成立しないときのみ判決を下すこととされた。実際には「多くは和解にて終了し⁽⁵⁸⁾」たといわれる。なお訴訟代理人の使用は許されず、審判に対する一切の不服申立ては認められない。これらの規定は、民事事件を取り上げたくない、あるいは取り上げた場合もできる限り迅速に処理したいという香港占領地総督部の意思のあらわれであるが、それには以下のような事情も⁽⁵⁹⁾あった。

香港占領地の司法制度は、南方占領諸地域とかなり事情が相違してゐる。即ち南方諸地域に於ては、従来から原住民審判官がかなり多数使用されてゐたので、皇軍占領後も彼等原住民審判官を使用することにより、司法は旬日を出でずして一応軌道に乗せ得るのである。然るに当地は英政庁時代より法院審判官は悉く英人であつて、而も彼等は皇軍占領と同時に敵国人として収容してしまつたから、勢ひ日本人が審判官として第一線に立たざるを得なくなつた。そこで昭和十七年二月二十日総督部成立と同時に、刑事審判機関として軍律会議を、民事審判機関として民事法廷をそれゝ解説し、その適用すべき実体法、手続法もすべて日本法を土台として、新たに立案されたものに拠つたのである。

香港占領地総督部における司法制度は、その後徐々に整備された。1943（昭

(58) 台湾総督府外事部編『南支方面司法事務視察報告書』（1944年）21頁。

(59) 東洋経済新報社編・前掲『軍政下の香港』、115頁（司法部執筆と推定）。

和18)年2月に律師令が制定され、イギリス統治時代にバリスタやソリスタとして活動していた者、および中国の律師資格を有していた者が「律師」の資格を得て、民事事件に関与できるようになった。⁽⁶⁰⁾1944年2月の時点で、バリスタやソリスタ出身の「律師」は12名、中国律師出身の「律師」は5名であった。

1943年9月、香港占領地総督部内に司法部が設置され、部長には東京民事裁判所部長の真田幸雄が任命された。⁽⁶¹⁾さらに翌10月には法院が開設され、検察庁が併置された。⁽⁶²⁾法院の設置により軍律会議は、軍を直接の被害者とする犯罪のみを審判することになり、その他の刑事事件およびすべての民事事件は、法院が担当することになった。例えば、1944年6月に総督部法院は、電話線その他重要資材の窃盗を行っていた者6名に死刑、4名に無期監禁の判決を下している。⁽⁶³⁾ただし法院の設置は、軍律会議との間で権限争議を生じさせた可能性もある。岩武照彦は、ジャワやマレーにおいては権限争議が生じたことを以下のように証言している。⁽⁶⁴⁾

現地人の軍律会議、範囲が非常にデリケートでしてね、これは、軍司令官の布告に違反した場合に軍律違反として処理する簡易な審判組織で、弁護士がおらず、判事も検事も全部軍人です。それに今のマレーみたいところは、できるだけ軍律会議に取り込もうという傾向が強いのです。つまり両方に触れる場合があるのですね。たとえば軍律違反、軍の告示に反したもので同時に軍律関係の法令に違反したものは一体どっちに行くんだという問題があります。ジャワではそういうときは普通の司法裁判、つまり軍

(60) 同上、116～117頁(司法部執筆と推定)。

(61) 「香港に司法部創設 初代部長に真田氏」『朝日新聞』第20645号(1943年9月11日付)。

(62) 東洋経済新報社編・前掲『軍政下の香港』、115頁(司法部執筆と推定)。

(63) 「香港軍政日誌(昭和19年6-7月)」『香港東洋経済新報』第1巻3号(1944年)28頁。

(64) 『インタビュー記録 D日本の軍政/5. 岩武照彦氏』(東京大学教養学部国際関係論研究室、1980年)29頁。

政裁判所へ行くのだとしましたが、マレーはそれは軍律違反だから軍律会議だと、こういうのでだいぶ争いがあったのです。

また1944年8月には、以下の非訟事件手続規則が定められた⁽⁶⁵⁾。同規則は、法院の管理の下、家屋に関する権利の登記を可能とし、強制執行と競売に関する規定を定めて、債権の執行を確保した。また法院は、公正証書の作成、私署証書と定款の認証といった、公証人の職務も行なうことになった。

非訟事件手続規則（抄）

第四条 香港占領地総督管内ニ存スル家屋ニ関スル登記ハ左ニ掲クル権利ノ設定、保存、移転、処分、制限又ハ消滅ニ付之ヲ為ス

一、所有権

二、質権

三、抵当権

四、賃借権

五、旧香港政庁時代当時ノ法令ニ依リ設定シタル権利ニシテ法院カ登記スルヲ適当ト認メタルモノ

第八条 法院ハ登記上利害ノ関係ヲ疎明シテ申請ヲ為シタル者ニ不動産登記簿竝ニ其ノ付属書類、閲覧ヲ許可シ又ハ登記簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ為スコトヲ得

第九条 強制執行（保全処分ノ執行ヲ含ム）及担保権実行ニ因ル競売ハ帝国民事訴訟法（以下民事訴訟法ト称ス）第六編及帝国競売法ノ規定ニ依ル、但シ本令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第十条①執達吏ノ職務ハ法院書記之ヲ行フ

②法院書記ハ執行ニ際シ必要アルトキハ憲兵及香港司法警察官吏ノ

(65) 「香港軍政日誌（昭和19年7-8月）」『香港東洋経済新報』第1巻4号（1944年）45頁。

補助ヲ求ムルコトヲ得

第卅条①法院ハ法律行為其ノ他私権ニ関スル事實ニ対スル公正証書ノ作成
竝ニ私署証書及定款ノ認証ヲ為ス

②前項ノ場合ニ於テ帝国公証人法第四章及第五章ノ定ムルトコロノ
方式ニ準シテ之ヲ行フ

司法部と法院との関係は明らかではないが、1944年2月に台湾総督府外事部が纏めた報告書には、「東京より判事検事各一名審判官検察官として赴任⁽⁶⁶⁾」との記述があるため、司法部長の真田が法院長も兼ねていたのではないかと推測される。検察庁長を務めたのは、戦後、日本弁護士連合会長にも就いた柏木博⁽⁶⁷⁾（東京区裁判所検事）であった。

むすびにかえて

本稿は、『総督部公報』を用いて、1942（昭和17）年に制定された民刑事に関する香督令を紹介した。香督令をはじめとする軍政法は「戦後失われた法」であるため、今後も近代法制史において主要な問題として取り上げられることはないであろう。しかし、この当時の法（日本近代法）の全体像を知るにあたっては、主たる研究対象となっている内地法に加えて、こうした「法」に対しても、もう少し注意を払ってもよいのではないだろうか。

「はじめ」でも述べたように、本稿には多くの問題が存在する。最も大きな問題は、筆者が1943年以降の香督令の内容を正確に把握できていない点であり、これが、本稿が1942年制定の香督令の「分析」ではなく「紹介」に止まっ

(66) 台湾総督府外事部編・前掲『南支方面司法事務視察報告書』、21頁。

(67) 柏木博『経済法律ABC』（野田経済社、1965年）「著者紹介」。「著者紹介」では経歴は、「昭和17年11月 陸軍司政官 昭和18年3月 香港検察庁長 昭和21年1月 任検事」となっている。従来の香港軍政に関する研究での柏木の評価については、謝・前掲『日本軍は香港で何をしたか』、138頁、262頁を参照。

た理由でもある。本論においても示唆した通り、1943年に司法制度は再編され、それに伴い民刑事ともに重大な法改正が行なわれた。その内容を明らかにしえない限り、1942年の民刑事に関する香督令の評価を行なうことは難しいと言わざるを得ない。

資料に関してまず反省しなければならないのは、香港大学図書館に所蔵されている『総督部公報』を使用できなかった点である。また、当時刊行されていた新聞・雑誌も十分に使用することができなかった。今後、これらの資料を使用したうえで香港軍政法に関するより詳細な研究成果を公表するとともに、他の軍政地の法についても調査し、近代法制史の内容をより豊かなものとしていきたい。⁽⁶⁸⁾

(68) 南方軍政地で発行された公報としては、渡集団軍政監部編『軍政公報』、ジャワ軍政監部編『治官報』（倉沢愛子編『治官報・Kanpo』、龍溪書舎、1989年）、第25軍軍政監部編『富公報』（倉沢愛子編『南方軍政関係資料』第1巻、龍溪書舎、1990年）、馬來軍政監部編『馬來公報』（倉沢愛子編『南方軍政関係資料』第2巻、龍溪書舎、1990年）が残されている。